

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5 杉選第 346 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 31 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 6 年 10 月 14 日 (月)		午前 10 時 00 分から 午前 10 時 50 分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第 33 号	衆議院議員選挙の執行計画について			決定
	議案 第 34 号	衆議院議員選挙ポスター掲示場の告示について			決定
	議案 第 35 号	選挙人名簿選挙時登録について			決定
	議案 第 36 号	在外選挙人名簿の登録について			決定
	議案 第 37 号	期日前投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について			決定
	議案 第 38 号	投票管理者・同職務代理者の選任について			決定
	議案 第 39 号	開票管理者・同職務代理者の選任について			決定
	議案 第 40 号	最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等掲示について			決定
	議案 第 41 号	各種告示について			決定
	議案 第 42 号	衆議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて			決定
	議案 第 43 号	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投・開票所秩序方針について			決定
	報告事項 31-1	選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について			了承
	報告事項 31-2	衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第 8 区)立候補届出受付事務の概要			了承

	報告事項 31-3	事務局職員の異動について	了承
委員長	これから令和6年第31回の定例会を開催します。		
	＜衆議院議員選挙の執行計画について＞		
委員長	議案第33号について事務局から説明をお願いします。		
局長	<p>衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行計画（案）ですが、東京都選挙管理委員会が策定した執行計画に杉並区の所掌事項を加えたものを載せています。衆議院議員選挙について、1ポスター掲示場の設置ですが528箇所(減数協議承認後)で内訳は、東京都第8区が411箇所、東京都第27区が117箇所となっています。2選挙公報の配布ですが、10月19日から22日までに各世帯に配布を予定しており、補完措置として区施設、JR・私鉄・地下鉄の各駅、郵便局の窓口に配置する予定です。3氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う日時及び場所ですが、衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)及び(東京都第27区)とも令和6年10月15日(火)午後5時から選挙管理委員会室で行います。4投票区数ですが、総数は67で内訳は東京都第8区が52、東京都第27区が15となっています。5投票の順序等ですが、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の順になります。6期日前投票・不在者投票ですが記載のとおりです。なお、区役所本庁舎は10月16日から、それ以外の場所については20日から行います。投票時間は午前8時30分から午後8時までとなっています。7開票事務ですが、東京都第8区及び東京都第27区とも10月27日(日)午後8時30分から開票を開始します。開票場所は、8区は荻窪体育館、27区は高円寺体育館です。開票管理者及び同職務代理者は記載のとおりです。開票の順序は小選挙区、比例代表及び国民審査を同時に並行して行います。開票立会人の届出期限及び場所、開票立会人選任のくじを行う日時及び場所は記載のとおりです。8選挙会ですが、衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)については10月27日に開票事務と併せて記載のとおり行います。選挙立会人の届出期限及び届出先、選挙立会人選任のくじを行う日時及び場所については記載のとおりです。9選挙長告示の方法ですが、区役所の掲示板への掲示をもって行います。10その他ですが、記載のとおりとなっています。次に最高裁判所裁判官国民審査についてです。1裁判官の氏名等の掲示ですが、区ホームページに氏名及び告示番号を掲示します。また、16日から27日までの間1投票区につき1か所氏名等の掲示を行います。2審査公報の配布ですが衆議院議員選挙の選挙公報と併せて配布します。3期日前投票・不在者投票ですが、衆議院議員選挙に併せて行います。次に啓発事業ですが、別表にある通り実施する予定です。次に速報体制です。1立候補届出状況資料の提供ですが、東京都第8区の小選挙区選出議員選挙の状況を報道機関に提供します。2投票速報ですが、記載のとおり午前8時から1時間毎、午後8時まで行います。3開票速報ですが、東京都第8区及び東京都第27区の開票状況は、小選挙区は午後9時30分から30分毎中間速報を行い、開票率が90%を超えた時点以降は最終確定まで発表しません。比例代表は午後10時15分から1時間毎中間発表を行い、開票率が90%を超えた時点以降は最終確定まで発表しません。なお、最高裁判所裁判官国民審査については最終確定のみ発表します。説明は以上です。</p>		
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。		
一同	異議なし。		

	＜衆議院議員選挙ポスター掲示場の告示について＞
委員長	議案第 34 号について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院議員選挙ポスター掲示場の告示ですが、公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項に基づき設置をしたので、同法第 144 条の 2 第 4 項に基づき告示を行うものです。設置場所については別紙一覧表のとおりとなります。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜選挙人名簿選挙時登録について＞
委員長	議案第 35 号について事務局から説明をお願いします。
局長	選挙人名簿の選挙時登録です。根拠法令、登録基準日、登録日は記載のとおりです。登録者等は、新規が 4,346 人、抹消が 4,064 人です。直接請求に関する告示は別紙 2 のとおりで、告示後別紙 3 により杉並区長宛通知します。また、別紙 4 のとおり公職選挙法施行令第 22 条に基づき東京都選挙管理委員会宛報告します。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜在外選挙人名簿の登録について＞
委員長	議案第 36 号について事務局から説明をお願いします。
局長	在外選挙人名簿の登録についてです。根拠法令、登録日については記載のとおりです。登録者数は 17 名で内訳は男性 11 名、女性 6 名です。登録を行わなかった旨の通知者は 0 名で、登録の抹消者は 19 名です。トータルマイナス 2 名となっています。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜期日前投票管理者・同職務代理者及び投票立会人の選任について＞
委員長	議案第 37 号について事務局から説明をお願いします。
局長	期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人の選任についてですが、期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人選任を公職選挙法にある記載の根拠条文に従い選任します。なお、期日前投票管理者、同職務代理者については告示も行います。選任される期日前投票管理者、同職務代理者及び期日前投票立会人は別紙（期日前投票管理者告示、期日前投票管理者職務代理者告示及び期日前投票立会人選任）のとおりです。告示文は（別紙告示番号第 21 号）のとおりで、告示日は令和 6 年 10 月 15 日となっています。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜投票管理者・同職務代理者の選任について＞
委員長	議案第 38 号について事務局から説明をお願いします。
局長	投票所における投票管理者・同職務代理者の選任についてです。投票管理者・同職務代理者を公職選挙法に基づき選任及び告示するものです。根拠条文は記載のとおりで、選任される投票管理者・同職務代理者は別紙（投票管理者・同職務代理者一覧表）のとおりです。告示文は別紙（告示第 22 号）のとおりです。なお、投票立会人については告示行為ではありませんので一覧

局長	には掲載しておりません。告示日は令和6年10月15日となっています。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
	<開票管理者・同職務代理者の選任について>
委員長	議案第39号について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任についてです。衆議院(比例代表選出)議員選挙(東京都第8区)、衆議院(小選挙区選出)議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査(東京都第27区)及び衆議院(比例代表選出)議員選挙(東京都第27区)の開票管理者及び同職務代理者は記載のとおりです。告示文は別紙の通りで、選任及び告示に関する根拠法令は記載のとおりです。告示日は令和6年10月15日です。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。
委員長	8区選挙長がないようですが理由は何ですか。
局長	選挙長は東京都選挙管理委員会が都内分一括して告示を行います。よって、本区選挙管理委員会は開票管理者及び同職務代理者のみ告示を行うこととなります。
委員長	ほかに質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	<最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等掲示について>
委員長	議案第40号について事務局から説明をお願いします。
局長	最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等掲示についてですが、最高裁判所裁判官国民審査法第52条及び同法施行令第19条第1項及び第2項に基づき、裁判官の氏名等を掲示することになっております。掲示期間は10月16日から27日までとなっており、掲示箇所は同法施行令第19条第1項に基づき1投票区につき1箇所となっており別紙一覧のとおりです。掲示内容は同法施行令第19条第2項に基づき、氏名及び任免年月日を記載した一覧となっています。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。
委員長	1投票区1箇所となっていますが、どのようなところを選んでいるのですか。
局長	投票所の出入口に近いポスター掲示場です。
職務代理	投票所内にも掲示しているのですか。
局長	投票用紙に氏名が記載されているので、掲示はしていません。
委員長	板面が足りなくなったらどうするのですか。
局長	東京都選挙管理委員会から各自治体で補強するよう通知があります。なお、番号以外の啓発面に貼れるようでしたらそこに貼ります。
委員長	ほかに質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<各種告示>
委員長	議案第41号について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各種告示について5項目を審議いただきます。なお、5項目全て10月15日の告示となります。1期日前投票所の場所及び期間についてですが、告示文は別紙1のとおりで、根拠法令は記載のとおりです。場所及び期間は別紙期日前投票の告示の

局長	とおりで、2 投票所の指定についてですが、告示文は別紙 2 のとおりで根拠法令は記載のとおりで、投票所は別紙投票所一覧にあるとおりで、3 在外選挙人に係る期日前投票所の指定についてですが、告示文は別紙 3 のとおりで、根拠法令、期日前投票所及び建物名称については記載のとおりです。4 開票の場所及び日時の告示についてですが、告示文は別紙 4 のとおりで、根拠法令は記載のとおりです。東京都第 8 区は杉並区荻窪体育館、東京都第 27 区は杉並区高円寺体育館となっております。開票は両会場とも令和 6 年 10 月 27 日(日)午後 8 時 30 分から開票開始となっております。5 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時ですが、告示文は別紙 5 のとおりで、根拠法令、場所及び日時は記載のとおりです。なお、くじの開始時間は衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第 8 区)の選挙立会人の決定後直ちに行います。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<衆議院議員選挙における違反文書図画の取扱いについて>
委員長	議案第 42 号について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院議員選挙における違反文書図画についての取扱いを定めるものです。1 対象となるポスターですが、公職選挙法第 147 条、201 条の 11、201 条の 14 の各条文に該当するポスターです。2 取扱内容ですが、(1)警察からの現認があった場合は、撤去命令の手続きを行います。(2)区民から連絡があった場合は、警察に依頼し、これに基づき撤去命令の手続きを行います。3 投票日当日の管理権撤去についてですが、投票日当日投票所となる区施設、学校施設、上荻会館、IMAGINUS 及びグランドメゾン杉並シーズン、並びに投票所周辺の電柱・フェンス等を管理している東京電力に対し、選挙運動及び政治活動のためのポスターが貼られた場合速やかな対応が求められるので、選挙管理委員会又は施設管理者が撤去を行います。なお、本方針について事前に区長、教育長、上荻会館、IMAGINUS、グランドメゾン杉並シーズン及び東京電力パワーグリッド株式会社宛に通知し了解を得ることとします。また、政治活動用ポスター等については選挙期日前後を含め、承諾を得ずに掲示された場合は、管理権撤去ができるので迅速な対応も合わせて依頼する予定です。通知文については 2 枚目以降に添付しています。説明は以上です。
委員長	何か質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投・開票所秩序方針について>
委員長	議案第 43 号について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投・開票所秩序方針ですが、投・開票所秩序保持方針は別紙のとおりで、根拠法令は公職選挙法第 58 条から 60 条、期日前投票所に関する同法第 48 条の 2 第 6 項、開票所に関する同法第 74 条となります。1 全体に関する事項から 5 秩序保持のための処分等まで、東京都知事選挙時に策定した内容とほぼ同じものとなっております。この秩序保持方針を定めることにより、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投・開票事務に支障の無いようにするためのものです。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。
職務代理	選挙人による投票所内での撮影について公職選挙法に禁止する規定がないので認めるとありますが、全体に関することには撮影をしてはならないとあ

	り矛盾すると思いますがいかがですか。
局長	記載台で誰に投票したかを確認するための撮影については認められますが、選挙人が判別できるような撮影はできないというものです。東京都知事選挙の秩序保持方針でも説明しましたが、誰に投票したかの確認の撮影については総務省が認めています。よって、当委員会でも認める方針でご提案しました。
委員長	ほかに質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について＞ ＜衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)立候補届出受付事務の概要＞ ＜事務局職員の異動について＞
委員長	報告事項31-1から31-3について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)の選挙立会人を定めるくじを行う場所、及び日時の告示についての報告となります。本件は衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)の選挙長が定めるもので、当委員会に対して報告するものです。根拠法令及び選挙立会人を定めるくじを行う場所、及び日時については記載のとおりです。説明は以上です。 引き続き、衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)立候補届出受付事務の概要について説明します。受付日時は記載のとおり明日、10月15日午前8時30分から午後5時までとなっています。受付場所は区役所西棟6階、第5・6会議室で、9時30分以降は選挙管理委員会室へ移す予定です。選挙長及び職務代理は記載のとおりで、受付の応援は別紙1のとおりです。受付会場見取り図は別紙2のとおりで、各担当別役割については(1)仮受付報道係から(10)庶務記録係まであり、役割は記載のとおりです。当日の時間予定ですが記載のとおりで、委員は7時50分までに会場へ来ていただきます。午後5時に立候補届出の受付を終了し、選挙管理委員会臨時会を開催し、衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第8区)及び(東京都第27区)の氏名等掲示のくじの実施と東京都選挙管理委員会へ立候補届出者の報告を行います。説明は以上です。 引き続き、事務局職員の異動について説明します。衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施を受けて、10月7日から記載のとおり5名の兼務職員の異動がありました。会計年度任用職員を含め17名で行って行きます。説明は以上です。
委員長	報告事項31-1から31-3について質問はありますか。無いようでしたら了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	令和6年第31回の定例会を終了します。

回 議	局長	次長	主査	作成者	令和6年度第31回定例会 令和6年10月14日
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。